

おがわ苑における介護職員特定処遇改善加算の見える化要件

○特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、介護職員処遇改善加算の拡充も含めてこれまで多くの取り組みが行われて参りましたが、2019年度の介護報酬改定において「経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、障害福祉人材の更なる処遇改善も行うことができる柔軟な運用をもとめることとした制度」が発足されました。

これにより介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加え、特定処遇改善加算が新たに創設されることとなりました。

○当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります（介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ）

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件を満たすこと
- ・介護職員等特定処遇改善加算の取り組みについて、介護サービスの情報公開制度を活用し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していること

○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示致します。

○入職促進に向けた取り組み：職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施

○資質の向上やキャリアアップ：働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

○両立支援・多様な働き方の：有給休暇が取得しやすい環境の整備 推進

○腰痛を含む心身の健康管理：短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組：高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

○やりがい・働きがいの醸成：ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施